

平成 26 年第 4 回平取町議会臨時会（開会午前 9 時 29 分）

議長

それでは、皆さんおはようございます。ただいまより平成 26 年第 4 回平取町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は 11 名で会議は成立します。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 122 条の規定によって、5 番貝澤議員と 6 番千葉議員を指名いたします。

日程第 2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、昨日、議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。8 番山田議員。

8 番

山田議員

本日招集されました第 4 回町議会臨時会の議会運営等につきましては、昨日開催しております議会運営委員会において協議し、会期については本日 5 月 22 日の 1 日とすることで意見の一致をみておりますので、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日 1 日間とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日 1 日間と決定しました。

日程第 3、諸般の報告を行います。監査委員より、平成 26 年 2 月分及び 3 月分の出納検査結果報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4、議案第 1 号びらとり温泉の設置及び管理に関する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。産業課長。

産業課長

それでは議案第 1 号びらとり温泉の設置及び管理に関する条例の制定についてご説明いたしますので、1 ページをお開き願います。今回の条例制定につきましては、新しいびらとり温泉が 6 月 16 日プレオープンすることにより、条例の制定をしようとするものでございます。それでは条例の説明をいたしますので、2 ページをご覧願います。まず条例の題名につきましてはびらとり温泉の設置及び管理に関する条例であります。次に第 1 条、設置ですけれども、平取町の恵まれた自然景観を活用し、町民の健康維持増進及び観光産業の振興と地域経済の活性化を図るため、びらとり温泉を設置いたします。第 2 条、施設で名称と位置を定めており、名称はびらとり温泉、付随する施設として、ふれあい館、位置につきましてはともに平取町字二風谷 92 番地 6 であります。第 3 条で管理として、良好な状態で管理をし、効率的に運用することとしております。第 4 条、使用の申請、第 5 条で使用の制限について定めており、第 5 条第 4 号の公衆浴場法第 4 条の制限を受けている者とありますけれども、これにつ

ましましては、営業者は伝染病の疾病にかかっていると認められる者に対して、その入浴を拒まなければならないという制限でございます。次に第6条、指定管理者による管理で、町長はびらとり温泉の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第3項の定めるところにより、町長が指定するものに管理を行わせることができると定めております。第7条指定管理者が行う業務で、指定管理者が行う業務の範囲を規定しております。第8条においては指定管理者が行う管理の基準として指定管理者は平取町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条に基づく協定事項及び関係法令等を遵守し、善良な管理者の注意義務をもって、施設の管理を行わなければならぬと規定をしております。第9条、利用料金で、指定管理者にびらとり温泉の利用料金をその収入として收受させることができることとし、利用料金は別表に定める上限額を超えない範囲で指定管理者が定めるものとしてあらかじめ当該利用料金について、町長の承認を受けることとしております。第10条で利用料金の減免を、第11条で利用料金の還付を規定しているところでございます。第12条で現状回復の義務及び賠償について定め、第13条、委任において、条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるとしております。附則としまして、この条例は6月16日から施行するものとし、今までありました平取町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例は、廃止をいたします。最後に、別表（第9条関係）利用料金でございますけれども、その上限額を規定しておりますのでご覧いただきたいと思います。1で宿泊料、2で貸室・休憩料、3で入浴料を、4でふれあい館使用料を規定しているところでございます。説明したとおり、これが上限額ということでこの範囲内で指定管理者が料金を決めるというようななかたちになってございます。以上びらとり温泉の設置及び管理に関する条例の制定についてご説明をいたしました。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第4、議案第1号びらとり温泉の設置及び管理に関する条例については原案のとおり可決しました。

日程第5、議案第2号平取町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長

それでは議案第2号平取町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

について、ご説明を申し上げます。議案書の 5 ページをご覧願います。平取町税条例の一部を改正する条例の一部を次のとおり改正しようとするものであります。次のページをご覧願います。平取町税条例の一部改正につきまして、その改正理由をご説明申し上げます。今回の改正は、平成 26 年 3 月開催の町議会定例会におきまして、びらとり温泉ゆかのオープンに向け、入湯税にかかる条例改正を行ったところであります。当初オープンを 7 月 1 日と見込み、条例の適用年月日を 7 月 1 日としていたところでありますが、6 月 16 日からプレオープンすることとしたため、3 月の町議会定例会におきまして議決をいただきました平取町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。次のページの新旧対照表をご覧願います。改正内容といたしましては、附則において、施行期日における適用年月日を平成 26 年 7 月 1 日から平成 26 年 6 月 16 日に変更しようとするものであります。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上で、平取町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の説明を終了しますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第 5 、議案第 2 号平取町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第 6 、議案第 3 号平取町民公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。産業課長。

産業課長

それでは、議案第 3 号平取町民公園条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、8 ページをお開き願います。今回の条例の一部改正につきましては、先ほど平取町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止することといたしましたけれども、それに伴いまして二風谷ファミリーランド、パークゴルフ場、キャンプ場、ゲートボール場、グランドの使用料につきまして平取町民公園条例の中に規定するための条例の一部を改正しようとするものでございます。それでは 9 ページをお開き願います。一部改正の内容が 9 ページ、10 ページに書かれておりますけれども、説明は条例の新旧対照表により説明いたしますので 11 ページのほうをご覧願います。第 2 条中、別表とあるのを別表第 1 と改めます。次に第 6 条、ただし書き中、場合の次に、若しくは別表第 2 に掲げる施設を使用する場合、という文言を加えるものであります。

次に、第7条から第13条までをそれぞれ2条ずつ繰り下げ第9条から第15条とし、第6条の次に、新たに2条を加えるものでございます。新たな第7条といたしまして、有料公園施設、平取町民公園施設のうち有料で使用させるもの（以下「有料公園施設」という。）は別表第2のとおりとし、使用料金はその金額の範囲内で町長が定めるものとする。第8条、使用の申込み、第1項としまして有料公園施設を使用しようとする者はあらかじめ町長に申込み、許可を受けなければならない。第2項で町長は、前項の申込みに対し、有料公園施設の管理のため必要な範囲内で条件を付して使用させ、特に必要があると認めるときは、これを使用させないことができる。以上の2条を加えるところでございます。次に、別表とありますのを別表第1といたしまして、そのあとに別表第2（第7条関係）有料公園施設使用料を加えます。内容につきましては二風谷ファミリーランドパークゴルフ場、パークゴルフ場林間コース、キャンプ場テントサイト、キャンプ場バンガロー、二風谷ファミリーランドゲートボール場、二風谷ファミリーランドグランドのそれぞれの施設でございまして区分、金額摘要をそれぞれ規定しておりますけれども、廃止となりました平取町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例で規定していたものと同じものとなってございます。10ページに戻っていただきまして、附則といたしましてこの条例は平成26年6月16日から施行するものといたします。以上、平取町民公園条例の一部を改正する条例について説明をいたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って、日程第6、議案第3号平取町民公園条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第4号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。産業課長。

産業課長

それでは議案第4号、公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明いたしますので、14ページをお開き願います。今回の提案につきましては地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、平取町公の施設に係る指定管理者の指定について、議会の議決を得ようとするものでございます。管理を行わせる施設の名称につきましては、びらとり温泉で施設の所在地につきましては、沙流郡平取町字二風谷92番地6でございます。指定管理者となる団体の名称に

つきましては株式会社アンビックスで、管理を行わせる期間につきましては、平成26年6月16日から平成41年3月31日までであります。次に選定の理由でございますけれども、次ページをご覧ください。株式会社アンビックスについては、平成25年4月から平取町老人福祉センターについて、1年3か月間にわたり指定管理を行うとともに、リニューアルオープンするびらとり温泉の指定管理について、専門的な経営技術と経験、能力を十分に生かしながら、指定管理料なしで運営をしていくとの提案をしてきたところでございます。地域と連携をしながら地場産品の有効な活用や地域文化をとりいれていく運営方針は、平取町にとっても有益であると総合的に判断できることから、平取町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条第2号の規定により公募によらない方法により選定をしたところでございます。次に指定管理者の詳細でございます。業者名は商号株式会社アンビックス、本店につきましては札幌市中央区南1条西7丁目1番地2、会社創立年月日につきましては平成3年3月13日、発行済株式の総数は4千株、資本金2億円、代表取締役前川二郎、本店・営業所数、温泉宿泊施設11施設、総合体育館1施設、スキー場1施設、ゴルフ場1施設、ゴルフ練習場1施設、従業員数は632名、納付すべき税額法人税等で1951万円、指定管理料につきましてはなしでございます。運営等、利用時間等につきましては、びらとり温泉、休日設定は無休ということでございます。営業時間については、日帰りで10時から22時まで、宿泊につきましては、15時チェックインの10時チェックアウトということでございます。以上、議案第4号公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。
4番松澤議員。

4番

松澤議員

はい。ただいまの産業課長のご説明にありました、公募によらない方法により選定をした理由のなかに、地場産品の有効な活用とありますけども、現在アンビックスがどの程度地場産品の有効な活用ということを念頭において経営しているかということ、わかる範囲でいいので教えてください。

議長

産業課長。

産業課長

現在のびらとり温泉での利用につきましてはびらとり和牛、びらとり黒豚、びらとりトマト、また米につきましては平取産の米を利用してしております。また野菜等につきましても平取産の野菜をなるべくというか、使えるだけ使っていただくというようななかたちで使っていただいているところでございます。また売店等におきましては平取産の加工品等の販売等も行っているところでございます。以上です。

議長

よろしいですか。ほかございますか。なければこれで質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第4号公の施設に係る指定管理者の指定については原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第5号工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

議案第5号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。この工事につきましては、5月16日に入札を執行いたしましたが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づきまして議会の議決を得ようとするものであります。工事名は二風谷移住定住分譲地道路整備工事であります。工事場所は沙流郡平取町字二風谷86番地7であります。工事概要は、施工延長401メートル、車道幅員4メートル、歩道幅員2メートル、排水工であります100メートル、路盤工は3922平米、舗装工は3645平米、縁石工は697メートルであります。請負金額につきましては、5518万8千円であります。請負契約者は、日新・マルタカ経常建設共同企業体、代表者は沙流郡平取町字紫雲古津200番地5、日新建設株式会社代表取締役津川司、構成員はマルタカ建設株式会社代表取締役渡辺隆之であります。工期につきましては、平成26年10月31日であります。なお、本工事における入札参加者は、小林・三和日成経常建設共同企業体、日新・マルタカ経常建設共同企業体、平村・渡辺・五十嵐経常建設共同企業体の3企業体であります。落札率は96.0%であります。出資比率につきましては、60対40であります。以上で工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第5号工事請負契約の締結については原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第6号平成26年度平取町一般会計補正予算第2号を議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

議案第6号平成26年度平取町一般会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ300万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を58億100万円とするものでございます。2項におきましては、補正の款項の区分及び金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 岁入歳出予算補正」によるものでございます。それでは、事項別明細の歳出から説明を申し上げますので、21ページをお開き願います。3歳出3款1項4目福祉施設費15節工事請負費300万円の追加でございます。内容といたしましては、びらとり温泉前庭整備工事となっております。今回のびらとり温泉リニューアルの外構工事の一環といたしまして、施設の前庭に施設のシンボルとなるような、沙流川流域でもある支流域にしか存在しない、平取町を代表する幸太郎石の庭石を設置するという内容になってございます。あわせて、その石の説明等のためのプレートも設置する費用300万円の追加となってございます。前ページ歳入でございます。19款1項1目1節繰越金、前年度繰越金300万円を追加でございます。今回の補正財源は前年度繰越金を充当する予定でございます。以上、議案第6号平成26年度平取町一般会計補正予算第2号につきまして説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。3番四戸議員。

3番
四戸議員

3番四戸です。今ですね、工事請負の300万の説明がございました。その中でですね、今月の14日ですね、幸太郎石の購入の説明がありました。その中で千葉議員からも、幸太郎石の名石であるから、看板の説明なんかも必要でないかという質問ございまして、今課長のなかで看板も、という説明でございましたが、14日の副町長の答弁の中で、要するに石代、また運搬費などを含めて250万ですとの答弁がございました。しかしながら今回のびらとり温泉前庭整備工事の工事費が300万円の今説明ございました補正になっていますが、前回の副町長の答弁の差額が50万円あるわけです。今看板の説明がございましたが、その看板に50万円かかるのか、また、違う内容があるのか、その辺の詳しい内容について、再度ご説明願いたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

ご説明いたします。5月14日の全員協議会の際に説明をした内容と今回の補正の300万の金額で50万ほどの差があるとの指摘でございますので、その

部分について説明をさせていただきます。幸太郎石自体の金額については250万ということでございまして、消費税がそれにかかるということでおで、20万ほどかかるようななかたちになってございまして、270万というかたちになっております。全員協議会の際にも説明しましたとおり移動ですとかその部分については全部含めて、その金額でやっていただくというようななかたちで協議をしたところでございます。また石の説明の看板につきましては、石板、石の板等に字を彫りまして、それを置くようななかたち、なるべく派手にならないようななかたちのもので重厚感のある看板をというふうに考えております。またの石のライトアップ等も検討しているところでございまして、その金額を含めて石の看板とライトアップに要する経費等を含めて30万ほどみているところでございまして、全体で300万の補正というようななかたちで上げさせてもらっております。以上でございます。

議長

3番四戸議員。

3番

四戸議員

今、消費税の話も出まして、消費税が20万少々出るのかなというふうに感じましたけども、ほかの工事についてですね、その20万消費税含めたなかで、あとこのほかの残金で、一切前庭工事はできるんでしょうか。またあとから追加っていうようなそういうことのないようにしてほしいと思いますんでその辺いかがですか。

議長

副町長。

副町長

今ご質問ありましたとおりですね、この300万の予算のなかで全て終わらせたいということで考えております。14日の全員協議会のときには250万のなかには運搬費、据えつけ代込みですよというお話をさせていただきましたけども、消費税の話は正直説明をしてございませんでした。20万、250万プラス20万ということで石だけでトータル270万ということでございます。また説明板についてはただいま庄野課長ご説明したとおり、石材を使いながら説明版を設置したいということでござります。昨日の議運でもあまり派手にならないようにということで指摘されておりますので、その辺についてはただいま補正した金額のなかで、30万の範囲のなかで、照明器具含めて設置したいというふうに思っておりますのでひとつよろしくお願ひしたいと思います。また全体の造成工事、前庭含めての造成工事については、既に予算の範囲内で実施をするということになっておりますので、その辺についてもご理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

議長

ほかございませんか。質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、議案第6号平成26年度平取町一般会計補正予算第2号は原案のとおり可決しました。

本臨時会に付されました事件の審議状況を報告します。議案6件で原案可決6件となっております。以上で全日程を終了いたしましたので、平成26年第4回平取町議会臨時会を閉会します。大変ご苦労様でした。

(閉会 午前 9時59分)